



発行人/林 房吉
 発行所/特定非営利活動法人
 千葉県介護支援専門員協議会
 〒260-0026
 千葉市中央区千葉港4-5
 千葉県社会福祉センター5階
 TEL 043-204-3631
 FAX 043-204-3632

2024年
 (通巻96号)

冬

ちばケアマネ通信

2024年1月発行

URL <https://www.chiba-cmc.com/>

新年のごあいさつ



謹んで新春のお祝いを申し上げます。昨年は組織の見直しを行い、役員も現任者中心体制に入れ替え、若手も加わり、大きく活性化を図ることが出来ました。今は4月からの制度改正や報酬改定が本当に悩ましいところがありますが、会員の皆様の声を受け止め、しっかりサポートして参ります。当会の社団法人化に向けた取り組みが大分足踏みをしていましたが、歩み出しましたので今年のご報告できるよう取り組んで参ります。皆様のご健康とご多幸をお祈りし、新年のご挨拶とさせていただきます。本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

理事長 林 房吉



会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。今年の干支は「辰」十二支の中で唯一架空の生き物になります。努力した成果が実を結ぶような出来事が多く起こるのが辰年だそうです。法改正まで数ヶ月となり、不安や焦りでおめでたいムードになれなかった方もいると思いますが、努力した成果が実を結ぶ一年となることを信じ、会員の皆様とともに歩みを進めていきたいと思っております。本年もどうぞよろしくお願い致します。

副理事長 藤井 智信



新年明けましておめでとうございます。会員の皆さまはもちろん、皆さまとともにいる職場の方々、利用者、ご家族等、それぞれがこの日をお迎えできることを、まずは嬉しく思います。この4年間、感染症対応などの厳しい時期を通じて、私たちは貴重な経験、教訓を学んでいます。そしておそらくは本年も、激動の社会情勢の中で、さまざまな変化や影響を受けながら、実務にあたらなくてはならないでしょう。当会としては、本年も会員の皆さまに最良の実務面の支援が行なえるよう、共に歩んでまいりたいと思っております。どうぞ、よろしく願いいたします。利用者やご家族に寄り添い、思いを寄せながら、実りある1年となりますことをお祈りいたします。

副理事長 井上 創



謹んで新年のお慶びを申し上げます。今期より、副理事長を拝命いたしました。微力ですがお役に立てればと存じます。今年は介護保険制度が創設され24年。十二支が2週まわり「甲辰」の干支で、新しいことを始めて成功する、今まで準備してきたことが形になるといった縁起のよい年。時代が動く年、成長と変化が起きる年だそうです。介護・医療・障害福祉トリプル改定という変化にも対応できるよう取り組んでいけたらと思っております。本年もどうぞよろしくお願い致します。

副理事長 米内 聖子



明けましておめでとうございます。本年も当会をどうぞよろしくお願い申し上げます。今、メディアで「人口減少」それによる「人手不足」が叫ばれ、各業界で様々な対応、工夫、場合によっては新たな挑戦等が多く紹介されています。皆様も「個人」「事業所」「地域」単位において、これらの問題について仲間と連携し解決策を模索しながら日々の活動されているのではないのでしょうか。当会としては、そのような皆様の今まで以上にサポートできるよう取り組んでいきたいと思っております。最後に「支援者」である皆様自身のご健康とご活躍を心よりお祈り申し上げます。

事務局長 船津 良

令和5年度中に準備しておくこと(シリーズ・その3) ~業務継続に向けた取り組みの強化(業務継続計画の策定)~

広報委員 香取 豊美

最終回は千葉県介護支援専門員協議会でも研修を行った業務継続計画(BCP)の策定です。元旦から続く大きな震災に皆自分事として、その必要性を強く感じていることと思います。感染症や災害が発生した場合でも必要な介護サービスが継続的に提供できる体制、一時中断したとしても早期に優先順位の高い業務から再開を図るために①業務継続計画の策定 ②研修及び訓練(シュミレーション)の定期的な実施 ③定期的な業務継続計画の見直し、介護施設・事業所で来年度から義務となります。

【法令確認】

- (施設) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第二十四条の二
 指定介護保険施設の人員、設備及び運営に関する基準第二十六条の二
- (居宅) 指定居宅介護支援などの事業の人員及び運営に関する基準第十九条の二

*他該当する各事業の運営基準をご確認ください

今年度も残り3か月を切りました。皆さまは、すでに作成した計画について見直しをされている時期ですが、これからとりかかろうという方は厚生労働省等が示しているガイドラインとガイドラインに沿って

作成されたひな型を使うと作りやすいのではないのでしょうか。新型コロナウイルス感染症が発生した場合と自然災害が発生した場合、それぞれ入所系(施設)、訪問系(居宅)と分かれていますので例示や手順を見ながら、書きやすいところから記入できます。今回はこのガイドラインとそのひな型に沿ってポイントをまとめ、準備する書類を確認しやすいように□印で示しました。

介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修資料・動画|厚生労働省(mhlw.go.jp)



【共通ポイント】

- ・複数の施設や事業所をもつ法人では法人本部としてBCPを作成する
- ・法人本部、施設や事業所のBCPは連動する(本部は各事業所と連携しながら作成)
- ・本部と施設や事業所間の物資や職員派遣などの支援体制をつくる
- ・「基本方針の決定」「指揮命令系統の確保」をするために、「どのような局面で」「誰が」「何を」すべきかを整理する
- ・介護サービスを中断させないためには、「建物、設備、ライフライン」を守る

【新型コロナウイルス感染症発生時のBCP作成ポイント】

- ・施設や事業所内を含めた関係者との情報共有と役割分担、判断ができる体制の構築
- ・施設や事業所の状況に応じて「感染症対策委員会」などの体制も活用
- ・業務の優先順位の整理（限られた職員での業務継続）
- ・作成したBCPの内容は全職員対象研修により周知
- ・感染者や濃厚接触者が発生したことを想定し、訓練(シュミレーション)を行う
- ・課題を見直し定期的に修正する
- ・最新情報を入手できる体制
- * ひな型の最後に新型コロナウイルス感染症に関する情報入手先の記載あり

[準備する様式]

- フローチャート
平時⇒感染疑い者が発生した時の初動対応⇒感染拡大防止体制の確立
- 職員及び利用者の体調管理表
- 出入り者の記録管理表
- 連絡先一覧（事業所内外）
- 備蓄一覧
- 感染者（疑い）・濃厚接触（疑い）者管理リスト等
- 業務内容を継続業務、追加業務、削減業務、休止業務の4段階に分けた一覧

【自然災害（地震・水害など）BCP作成ポイント】

- ・基本方針と職場の地域のリスクの把握（自治体のハザードマップの貼り付け、ハザードマップポータルサイト (gsi.go.jp) で確認）
- ・正確な情報集約と判断ができる体制構築
- ・平常時の対策
- ・被災時の対策は3日間の初動対応が重要（大規模災害の場合は1週間）
- ・既存の検討組織（災害対策委員など）を有効活用する
- ・業務の優先順位の整理
施設：食事、排泄、医療ケア



- 居室：優先順位をつけた安否確認一覧と確認手段、ケアプラン見直し等
- ・BCP発動基準、災害発生時の職員個人の行動基準、体制と役割、対応拠点、他
- 施設や事業所、地域との連携体制の構築
- ・計画を実行できるような普段からの周知・研修・訓練

[準備する様式]

- フローチャート(平常時⇒緊急時⇒他施設との連携⇒地域との連携)
- * 自治体の避難行動要支援者名簿の作成状況を調べ、共有できるものがあるか確認してみましょう
- 建物・設備の安全対策、水道が止まった場合、通信が麻痺した場合、システムが停止した場合等を想定した必要品の備蓄、資金手当て一覧
- 役立つホームページ：内閣府お役立ち情報（一般向け）
国土交通省防災ポータル
防災の手引き 首相官邸ホームページ
- 想定される影響を災害発生日から数日間記載した表
- 利用者と職員の安否確認シート
- 職員の出勤状況に応じた業務一覧
- 連携先一覧
- 推進体制構成メンバー一覧（感染症と同じ体制でもよい）
- 参集訓練、机上訓練、安否確認訓練等の計画

さて、ざっとみていかがでしたでしょうか。準備するものをわかりやすく□印で書き連ねましたが、あくまで参考例です。近隣の施設や事業所がどのようなものを作っているか聞いたり、日本介護支援専門員協会の災害対応マニュアルを確認したりしながら各地域、法人の特徴に合わせてアレンジしていくと実用的なものができるのではないのでしょうか。

今年度で経過措置期間が終了する令和3年度介護報酬改定における改定事項について3回に分け「高齢者虐待防止法の推進」「感染症対策の強化」「BCPの策定」とお伝えしてきましたが、介護保険最新情報 vol.1174事務連絡でも周知されていますので施設系サービス含めご確認ください。

➡ “シリーズ・おまけ” ハラスメント対策の強化について

「全国大会2020+3 inとちぎ」に参加して
副理事長 藤井 智信

令和5年10月22日（土）23日（日）の2日間、栃木県宇都宮市のライトキューブ宇都宮にてオンラインと会場のハイブリッド形式で開催されました。私はオンラインで参加しました。



会場 ライトキューブ宇都宮

なぜ「全国大会2023」ではなく「全国大会2020+3」なのか？と疑問に思われた方もいるかと思いますが。本来栃木県での全国大会は2020年に開催される予定でしたが、コロナ禍で延期になり、3年を経て今年の開催に至りました。準備を進めてきた北関東ブロックの皆さんは万感の思いでこの日を迎えたことと思います。そんな特別な今年の全国大会となりました。



柴口会長

1日目開会セレモニーでは、日本介護支援専門員協会柴口会長の挨拶の中で「自分達の職域は自分たちでつくるという意識が必要である」との話が印象に残りました。基調講演では厚生労働省の方から「介護保険制度の現状と今後の動向について」話がありました。ケアマネに対する期待は今までもこれからも変わらない。AIを導入してもケアマネは

必要な存在であるとの強いメッセージがありました。分科会では「介護支援専門員の人材育成」について、様々な育成プログラムを学びました。

2日目は、日本ケアマネジメント学会理事長の白澤政和氏による「ケアマネジメントの質とは？」をテーマとした基調講演でした。アセスメントが問題探しになっていないか、問題解決型から目標支援型の思考が重要であるなど、日ごろの支援を振り返る機会になったと思います。最後の記念講演では、日本福祉大学中央福祉専門学校専任教員である渡辺哲雄氏による「老いること 死ぬこと 愛すること」をテーマにご自身の介護体験談を通じたお話しでした。「命令・指示・禁止・叱責」は誰

でも嫌がると繰り返し話があり、「叱責」はないにしても、「命令・指示・禁止」それが利用者のためと思っていても、利用者を抑制し、支援者がコントロールするような対応であってはいけない。頭でわかっているでも実際の支援場面でできているだろうか？支援者のあり方について肝に銘じる必要があると感じました。

2日間全国大会に参加し、普段接することのない全国の介護支援専門員と共に学びました。会場参集であれば直接全国の仲間と交流することができたと思いますが、オンラインでもつながりを感じることはできました。日頃は事業所や利用者宅など限られた地域の中で活動していますが、全国大会に参加することで同じ志をもった多くの仲間がいることを実感でき「一人ではない、自分も頑張ろう」とモチベーションアップにつながると思います。来年は10月26日・27日に、長野県で開催される予定です。全国大会の最後には素敵なプロモーション映像が流れ「来年は行きたいなあ、美味しいもの食べたいなあ、でも行けるかなあ、時間もお金も作れないかなあ(笑)」など色々と考えながらZOOMを退室しました。ぜひ皆さんも参加してみてください。日々の研修会とは違う貴重な体験ができると思いますよ。



会場の様子

令和5年度ケアマネ試験結果が発表されました！

昨年10月8日のケアマネ試験では全国で56,611名が受験し、11,844名（合格率20.9%）が合格しました。千葉県は合格者数は476名（22.3%）でした。ちなみに南関東（東京都：24.4%、神奈川県：23.8%、埼玉県：24.6%）も全国平均を上回ったそうです（2023.12.15時点の情報）。

鎌ヶ谷市介護支援専門員協議会

会長 田中 章介



【鎌ヶ谷市について】

鎌ヶ谷市は千葉県北西部に位置しており、チーバくんの口の上あたりです。船橋市・市川市・松戸市・柏市と接し、国道464号線、千葉県道8号船橋我孫子線（船取線）千葉県道59号市川印西線（木下街道）などの主要幹線道路だけでなく、北総線、新京成線、東武アーバンパークライン3路線の交差駅である新鎌ヶ谷駅を有する等交通の要衝となっており、新鎌ヶ谷地区は大都市のベッドタウンとして再開発が進んでいる地域でもあります。

鎌ヶ谷地区は大都市のベッドタウンとして再開発が進んでいる地域でもあります。

日本一小さな大仏と言われる鎌ヶ谷大仏や北海道日本ハムファイターズの2軍の本拠地が見所です。

人口は約11万人、高齢化率は28%となっており、近隣市では高い高齢化率となっています。第8期介護保険事業計画では「住み慣れた地域で生きがいをもち、安心して暮らせるまち かがや」をスローガンにサービスの整備、地域、医療と介護の連携協を行っています。

【協議会の取組】

鎌ヶ谷市介護支援専門員協議会は田中会長を中心に市、包括職員を含む8名の幹事で幹事会を定期的に開催しています。

約120名の会員に対して知識、技術の向上を目的とした研修だけでなく、介護支援専門員を取り巻く昨今の情勢につ



ての研修会等を企画しています。また、幹事は医療介護の連携（鎌ヶ谷医療介護ネット）や医師会との意見交換会への参加など医療介護連携の深化に取り組んでいます。

近隣の先進的な取り組みと比べると歩みは遅いですが市役所とも連携して高齢者が安心して暮らせる鎌ヶ谷市を目指しています。

【研修会について】

協議会では年間4回（22年度実績）の研修会を開催しています。うち1回は主任介護支援専門員の更新に係る研修として位置づけ、要件を満たすような内容で企画しています。

協議会の取組でも述べましたがケアマネジメントの質、技術の向上を目的とした研修会だけでなく、これからの介護支援専門員の在り方や取り巻く社会情勢の変化などについても問題意識を持てるような研修内容を検討・企画しています。

【会長の独り言】

ケアマネジャーの方達って、本当に素晴らしいですね。私は基礎資格が介護関係ではなく、あん摩マッサージ指圧師になります。約12年前、自分で訪問マッサージ業を開業しました。その後ケアマネジャーの資格を取得出来た為、居宅介護支援事業所も開業するという流れになりました。今考えると無茶だと思いますが、介護の知識も少なくケアマネジャーとして未熟な私を、何人もの他事業所のケアマネジャーが優しく1から10まで指導してくれました。そのおかげで今の事業所、私がいます。マッサージ業という技術の世界では他の事業所はライバルとなり、中々一緒に協力する事はありません。介護業界の「横の繋がり」というのはとても誇れる良いものだと思います。また、マッサージ業・介護事業と10年以上関わっていても未だに理不尽だと思う事も多い中、ケアマネジャーの方達が利用者さんの為に、悩んで、勉強し、走り回っている姿、処遇も決して良くは無いのに、大した力も与えられていないのにも関わらずです。本当に頭が下がります。

恩返しではありませんが今後もそんなケアマネジャーさん達の為に力になる事があれば協力させて頂きたい。と思ひながら協議会を運営させて頂いています。

以上、今回はこのような機会を与えて頂きありがとうございました。

『困難事例を乗り越えた体験談』

会員 伍井 康光

投稿

小規模多機能のケアマネ、実務7年目で初めて『前頭側頭型認知症』の方を担当。

地域包括支援センターから相談依頼。

64歳女性、独居。身寄りは義姉のみ。

日課は早朝に家を出て徒歩10分程の駅周辺で過ごす。

店で珈琲を楽しんだりしているが、無銭飲食、万引きなどを繰り返し、その駅周辺の店舗や交番の警官からは名前を覚えられている。

まずは小規模多機能の通いに来て、せめてお風呂だけでも入れてあげたいとのご家族の希望。

早朝に家を出る為、午前を迎えに行っても不在。

地域包括やご家族と協議し、午後に家に戻る可能性が高い為15時迎えとし、ご家族には送り出しの協力をいただき1泊し翌夕方帰宅。（月・水・金迎え）

自身での通院ができず訪問診療の手配、薬局の手配。（入浴したいが血圧が非常に高い）

成年後見人の申し立ても同時に行う。

宿泊中に反社会的行動（子どものいたずらの感覚）で、他ご利用者様を叩いてしまう、冷蔵庫を漁ってしまう、帰りたくなりスタッフにぶつかる等。

小規模多機能、地域の方々、地域包括、医療などと連携を取り、毎日が困難の連続ですが、アリスファンの本人様は、アリスのライブ映像を流して差し上げると真剣に見入っており、本人様の望む暮らしを探りながらの支援の日々となっています。

あなたの『ケアマネとしてのやりがい』教えてください

ちばケアマネ通信 アンケートより（一部抜粋）

- ・利用者や家族から、頼りにされているな～と、感じたとき。
- ・利用者さんの笑顔が見れた時
- ・利用者が元気になること、元気をくれること
- ・あなたがケアマネで良かったと言われた時の達成感
- ・老健ケアマネなので、在宅復帰の調整がうまくいくときはやりがいを感ずります。
- ・利用者や家族に感謝された時 以前の仕事を評価されて、担当してほしいと依頼された時
- ・自分の知識や経験からでも、相談者が納得してくれて笑顔になってくれた時
- ・介護保険制度のプロとして利用者様に関わるが、相手は人生の大先輩、その方の人生の集大成に向け、沢山の出来事を伺いながら伴走できる所です。
- ・利用者様、家族様の笑顔が見られること、また、チームでマネジメントした時の過程でのやりがい
- ・病気を抱えたり家での暮らしに困っている方に寄り添って暮らしを支えられているときや、その方の笑顔に接しられた時に少しは役に立っているのかなあと実感でき、やりがいを感ずります。
- ・利用者様やご家族が急な介護で不安な時に安心してくれた時
- ・利用者さんとのコミュニケーション

- ・ケアマネとしてスキルアップする事は、即ち、『人間としての魅力』がアップする事と実感している為
- ・ケアマネって誇れる資格
- ・生活の為に仕事しています。介護状況の低下（人員不足）などならないように介護支援していく事が目標です。
- ・ターミナルケア等で家族のやりきった顔を見る時
- ・後進のロールモデルになれるように挑戦すること
- ・一人一人ニーズが違うことを念頭に、探求心を持てるよう努めながら対応させていただいています。
- ・訪問して利用者様に「ありがとう あなたがいてくれて助かるわ」等と言って頂いた時、またがんばろうと思える。
- ・ともに取り組み最終的にありがとうと言って頂けて私自身も関わってよかったと思う時
- ・まだケアマネとして働き始めたところなので、覚えることで精一杯です。
- ・一生懸命仕事をすると、その通りかえってくる。

ご回答いただきました皆さまありがとうございました！
読者の皆さまのやりがいは何ですか？
今回のアンケートでは『推し』を大募集中です！紙面を通じて楽しみを共有してみませんか？

研修委員会からのお知らせ



第107回研修会についての報告

令和5年11月5日(日)に介護支援専門員のための災害時対応事業継続計画(BCP)研修会をハイブリッド方式で開催しました。参集で36名、オンラインで178名の方々にご参加いただきました。講師には社会福祉法人春風会プレーグおおひと施設長で静岡県介護支援専門員協会理事の深沢康久様をお招きして、業務継続計画の策定について、ご講義いただきました。当日は研修参加者が実際に担当している利用者の方をイメージして、災害時アセスメントシートを作成する個人ワークを行い、参加者3名の事例を用いて、実際に災害発生した場合を想定して安否確認、優先順位を検討する全体ワークも行いました。



特定一般教育訓練給付制度について

千葉県の介護支援専門員に係る法定研修受講料については、千葉県の手数料条例によって定められていますが、これは国から発出される介護支援専門員の法定研修に関するガイドラインの内容や研修開催に係る費用など、様々な状況を勘案して決められています。

さて、その法定研修受講料の負担軽減への取り組みとして、「特定一般教育給付制度」という制度があることを御存じでしょうか。

ここでは、「特定一般教育給付制度」の概要や、その支給内容などについてご紹介します。

1. 特定一般教育給付制度について

働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し修了した場合に、受講費用の一部が支給されるというものであり、令和元年10月より開始された厚生労働省所管の制度です。

介護支援専門員の法定研修については、公的職業資格の養成課程に準ずるものとして、教育訓練給付制度の特定一般教育訓練の対象講座とされており、千葉県では、「実務研修」「更新研修(実務未経験者対象)」「再研修」「更新研修(実務経験者対象)」「主任介護支援専門員研修」「主任介護支援専門員更新研修」が給付の対象となっています。

2. 特定一般教育訓練給付金の支給内容について

- (1) 給付の内容
受講費用の40% (上限20万円)
- (2) 支給の対象となる方
支給対象となるのは、下記の要件をすべて満たした方となります。

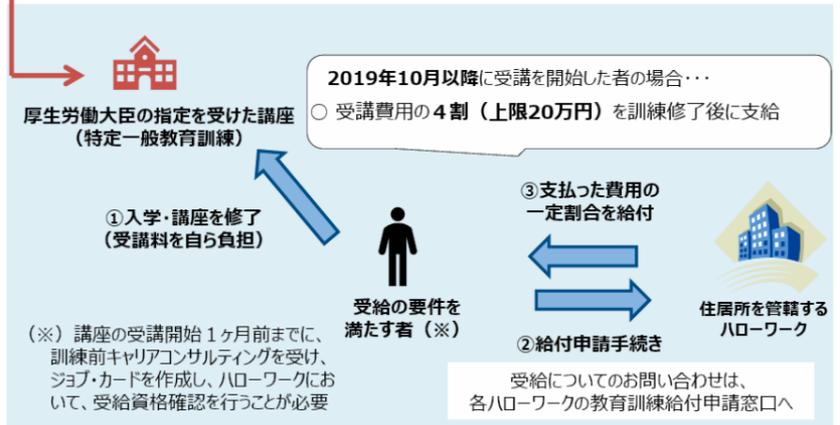
第108回研修会についての報告

令和5年12月9日(土)に令和6年度より介護支援専門員の全ての法定研修のカリキュラムの科目に追加される、適切なケアマネジメント手法について、(株)日本総合研究所エグゼクティブマネージャーの齊木大様にご講義をお願いしました。当日はハイブリッド形式で研修会を開催し、参集で30名、オンラインで212名の方々にご参加いただきました。講義の中では適切なケアマネジメント手法の概要やねらいや想定される支援(仮説)について、「あたり」をつけて効率的にケアマネジメントを行うこと、ケアプランの標準化ではなく、ケアマネジメントの標準化である等、丁寧にご説明いただきました。

第109回研修会は諸般の事情により開催を見送ることになりました。次回開催が決まり次第、当会ホームページ等でご案内させていただきます。また、令和6年2月10日(土)には、南関東ブロック研修会が予定されております。詳細について、当会ホームページをご覧ください。

- ・雇用保険の被保険者である方(在職者)又は被保険者であった方(離職者)のうち、被保険者資格を喪失した日以降、受講開始日までが1年以内(※)の方
- ※妊娠、出産、育児、疾病等の理由により教育訓練給付の適用対象期間が延長された場合は最大20年以内
- ・受講開始日までの雇用保険の被保険者期間が3年以上(初回の場合は1年以上)ある方
- 上記要件に加え、平成26年10月1日以降、教育訓練給付金を受給した場合は、前回の教育訓練給付金受給日から受講開始日前までに3年以上経過している方
- (3) 教育訓練給付金支給申請先
お住まいを管轄するハローワーク
- (4) 受給までの流れ

特定一般教育訓練給付を受給するまでの流れ



本制度につきましては、厚生労働省のホームページに詳細がございますので、下記よりご確認ください。

【教育訓練給付制度(厚生労働省ホームページ)】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

【千葉県内のハローワーク所在地一覧(厚生労働省ホームページ)】

<https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/hw/anteisyo.html>



オンライン研修についてFAQ

Q カメラが映りません。 **A** 今回は、最近増えているカメラのトラブルについて取り上げます

- A** カメラが映らない場合は以下を確認してください。(あくまでも参考例です。必ず解決するものではありません。)
- その1 カメラのレンズにスライド付きカバーがついていませんか?
 - その2 外付けカメラの場合はUSBケーブルを差し直す
 - その3 Zoomを最新の状態にする
 - その4 Zoomやパソコンを再起動する
 - その5 Zoomの「ビデオ設定」を確認する
 - その6 PCの「カメラ設定」を確認する



※詳しいやり方は右のQRコードからご覧いただけます

介護保険に関するお問い合わせは

☎ 043-223-2387



編集後記

今年は何年かから様々なことがあり、BCPの重要性についても再認識したような気がします。春には介護保険報酬改定が予定されていて、経過措置がなくなるものもありますので、今回の内容もご参考にさせていただくと幸いです。

また法定研修内容も変わる予定で、色々と変化の年になると思いますが、チャレンジすることには良い年のようなので、会員の皆様からの投稿やご意見を参考にしながら、お届けする紙面もより身近に感じられるように、色々とチャレンジしてみようと考えています。

広報委員長 前島 敦子